



潟上市章

かたがみ
Katagami

市議会だより

第41号

『未来に残したい 潟上原風景』



にぎわう出戸浜海水浴場

6月定例会

H27(2015)08.01

平成27年(2015年)

8月1日発行

- 6月定例会 …………… 2～4
 - 政治論理条例逐条解説 …… 14～17
 - 委員会報告 …………… 5～7
 - 議会報告会の実施 …… 17～19
 - 一般質問 …………… 8～13
 - 賛否一覧 …………… 20
- 9氏が市の方針をただす

2015年
6月定例会
6月12日～26日

平成
27年度

一般会計補正予算 特別会計補正予算

8,142万4千円 公営企業会計補正予算 を可決

6月定例会は、6月12日から26日までの15日間にわたり開催されました。
一般質問者9名、審議した議案は、報告案件6件、専決処分4件、条例案4件、人事案件7件、契約案件2件、一般会計補正予算、特別会計補正予算5件を原案どおり可決しました。

報告案件

〈6件〉

- 平成26年度一般会計予算の継続費繰越計算書
- 平成26年度一般会計予算の繰越明許費繰越計算書
- 平成26年度下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書
- 損害賠償の額を定めることについて
- 市立保育所を岩手県釜石市が保育を実施する児童に使用させることに関する協議
- 市立保育所を大阪府箕面市が保育を実施する児童に使用させることに関する協議

専決処分

〈4件〉

- 平成26年度一般会計補正予算（第8号）
- 市税条例等の一部を改正する条例
- 国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 入湯税条例の一部を改正する条例

平成27年度 各会計補正予算

◆6月定例会に計上された補正予算の主なもの

(単位：千円)

項目	補正額
一般	
ふるさと納税記念品	3,210
自治会活動推進費補助金	2,500
低所得者介護保険料軽減	8,190
青年就農給付金	1,500
大豆加工用攪拌機更新	1,046
消防備品購入	1,160
会	
理科観察実験支援事業	423
天王南中学校柔剣道場天井改修実施設計委託料	881
計	
学校ICT環境整備事業	35,721
ブルーホール芸術文化振興事業補助金	1,000
田屋分館（仮称）建築工事設計監理委託料	1,836
水道	
羽立北野浄水場圧力タンク等更新工事	7,361

◆補正後の各会計の予算額

(単位：千円)

会計名	補正額	補正後の予算額
一般会計	81,424	14,645,424
国民健康保険事業特別会計	1,682	4,468,643
後期高齢者医療特別会計	△ 671	274,599
介護保険事業特別会計	△ 5,522	3,598,862
下水道事業特別会計	577	1,254,816
水道事業会計	(収益的支出)	31
	(資本的支出)	7,361
		555,295
		375,176

契約締結議案

工事請負契約

●羽城中学校大規模改修工事

契約者 むつみ建設株式会社
契約金額 3億3,804万円
落札比率 97.40%
工期 平成28年2月29日

●デジタル防災行政無線更新工事

契約者 株式会社ハムシステム庄内
秋田営業所
契約金額 1億8,144万円
落札比率 93.97%
工期 平成28年3月18日

6月定例会に提出された議案等

◆条例の制定・改正

全案可決

- ・地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例
- ・介護保険条例の一部を改正する条例
- ・非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- ・半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例

◆人事案件

●教育委員会委員

鈴木 政 亞氏 **再任**
(飯田川和田妹川字妹川)

●人権擁護委員

吉田 良 子氏 **再任**
(天王字上江川)

佐藤 由美子氏 **再任**
(天王字追分)

吉原 恵 子氏 **新任**
(天王字長沼)

小玉 優 子氏 **新任**
(昭和豊川上蛇川字小泉)

江畑 千鶴子氏 **新任**
(飯田川飯塚字中谷地)

湖東地区行政一部事務組合議会議員
佐々木 一 信 氏 **再任**
(昭和豊川上蛇川字仁山)

◆請 願

採 択

- ・TPP交渉に関する請願
- ・農協改革をはじめとした「農業改革」に関する請願

◆陳 情

採 択

- ・労働時間法制の規制強化と安定雇用の確立を求める陳情
- ・少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2016年度政府予算に係る意見書採択に関する陳情書

◆陳 情

継続審査

- ・JR大久保駅西口の開設に関する要望書
(総務文教常任委員会)



委員会のうごき

総務文教

市はどう答えたか

- 委員長 大谷 貞廣
副委員長 堀井 克見
委員 佐々木 嘉一
委員 西村 武
委員 千田 正英
委員 鈴木 斌次郎

●一般会計補正予算(第1号) 委員会審査は否決

問 ふるさと納税と返礼品は。
答 寄附金額1万円以上、2万円以上、5万円以上の3区分により、希望の商品(インターネット上に写真入りで紹介)を寄附者が選んで申込みます。

問 寄附金と返礼品の関係は。
答 寄附金1万円以上2万円未満は3,000円相当、2万円以上5万円未満は5,000円相当、5万円以上は1万円相当(いずれも税別)です。

問 学校におけるICT環境整備事業3,572万1,000円の概要は。
答 秋田西高校・五城目高校と市内3中学校による中

高連携の英語教育を進めるためタブレット端末270台分の購入費です。本市の学校におけるICT環境整備の現状は、25年度で第一次整備事業が終了しています。本事業導入は28年度予定としていましたが、2つ

の指定事業(英語授業改善プログラム、中高連携授業改善事業)を1年前倒しして実施するものです。
(※I.C.Tパソコンピューターやインターネットなどの情報通信技術)
問 飯田川地区羽立神明自治会館に予定している自治会活動推進費補助金250万円は。
答 コミュニティ活動を行う団体に対する補助金で現物補助ではなく市が窓口となり行うものです。

問 自治会館(構成自治会)が購入する主な備品は。
答 移動式放送設備55万円、除雪機70万円、テレビ、パソコンなど家電製品が125万円です。

田屋分館を見たが新築が必要か疑問だ。
② 予算計上に至った経緯について説明がなかった。集会所の現状を把握し、公正を期してほしい。
③ 集会所の整備については、直近の例と違い困惑している。築後45年だが十分使用できると判断した。
④ 集会所はコミュニティ活動の拠点。老朽化した集会所が多数あり、現況を調査し整備計画(建て替え、修繕等)を明らかにして進めるべきだ。
⑤ 木造築後45年は改築年限であるかも知れませんが、県有施設であることよって建物は頑丈で、維持管理が十分であることも幸いしている。新築予定地は先に地盤問題で費用が増加する懸念があるとして止めた経緯があること。



中学校のパソコンルーム

委員会のうごき

社会厚生

市はどう答えたか

- 委員長 鏡 仁志
- 副委員長 菅原 久和
- 委員 澤井昭二郎
- 委員 戸田 俊樹
- 委員 伊藤 正吉
- 委員 伊藤 榮悦

●地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例

問 本市の地域包括支援センターの人員は、
 答 保健師その他これに準じる者は2名、社会福祉士その他これに準じる者は2

名、主任介護支援専門員その他これに準じる者は2名です。
 問 条例制定に伴って、新たな職員の採用は、
 答 人員基準を満たしておりますので、現在はありません。



地域包括支援センター

●介護保険条例の一部を改正する条例

問 3月定例会で、第1段階から第9段階までの保険料について改正されたが、今回は低所得者の第1段階だけか。
 答 消費税増税に対応した分で、今回は第1段階のみです。年額3万9,000円を3万5,100円とするものです。

●国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

問 国民健康保険が広域化になるのは何年か。
 答 平成30年度より秋田県と市町村が共同で国民健康保険を運営することが法改正により決まっております。

●介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

問 出向職員の人件費負担金を減額しているが、代わりに派遣された職員はいないのか。
 答 潟上市南秋田郡介護認定審査会の職員は輪番制になっており、本年度、本市の職員派遣はありません。

問 歳入の保険料の減額は、軽減によるものか。
 答 低所得者の第1段階の軽減に伴い、保険料収入が減ることによる減額です。

委員会のうごき

産業建設

市はどう答えたか

- 委員長 中川 光博
- 副委員長 菅原理恵子
- 委員 小林 悟
- 委員 藤原 幸雄
- 委員 藤原 典男
- 委員 佐藤 義久
- 委員 児玉 春雄

●一般会計補正予算(第1号)

問 青年就農給付金の受給者の状況は。
 答 現在受給者は、天王地区5名、昭和地区3名、飯田川地区1名です。今回昭和地区で1名増えることにより10名となるものです。

問 この事業の内容は。
 答 給付金は、最長で5年間受給できます。これは国の事業ですので事業終了後5年間は、就農状況報告を国へ提出しなければなりません。
 市ではそれをふまえて追跡調査を行い、経営が成り立つように支援していきたいと考えております。

問 農業用施設管理費は。
 答 大崎大豆加工施設の大豆攪拌混合機の更新によるものです。
 施設については、20名か

ら30名の方に利用されており、利用期間については11月から3月いっぱいまで、麴・味噌・豆腐などの加工が行われています。

問 今回購入予定の機器の耐用年数は。
 答 10年です。現在使用しているものは昭和62年から使用しており、27年経過しています。

問 天王温泉くらの修繕費の内容は。
 答 浴室排煙窓開閉装置のほか、和風浴室天井修繕など緊急時に対応するものです。
 温泉くらはオープンから17年経過していることから、全面的にリニューアルも検討しています。

●水道事業会計補正予算(第1号)

問 今回修理の羽立北野浄水場の建設時期及び耐用年

数は。
 問 昭和49年の建設で41年経過しており、法的な耐用年数は超えているということになります。今回は、圧力タンク及び床下配管等の修理をするものです。
 問 市内で上水道がない天

王・江川地区において、以前アンケート調査を行った際に加入希望者が少なかつたことだが、その後の動きは。
 答 加入者の見込みについての調査を今後2年程度かけて行いたいと考えています。



羽立北野浄水場

今後の介護サービスのあり方について



藤原 典男
議員

質問 介護保険制度が国の法律で改正されたが改正内容と本市の取り組みは。

答弁 現在、要支援1、2の方への予防給付は全国一律の介護予防訪問介護および介護予防通所介護から市町村の実施する新しい介護予防・日常支援総合事業に移行します。市はサービスの受け皿の整備や市の特性を活かした取り組みを進めるため準備期間を設け平成29年4月から新たな包括支援事業等と一体的に実施します。介護サービス費の限度額は月額4万4,400円に引き上げられました。



老人介護支援センターてんのう

施設入所の資格は介護度3以上となりますが、状況によって入所も可能です。料金は年間収入280万以上、預貯金は単身で1,000万円以上の方が2割負担です。低所得の方の特別養護老人ホームやショートステイ等の居住費・食事は資産や預貯金が勘案され同意書を添えて金融機関へ調査依頼を行うこととなりました。

生活保護行政と生活困窮者自立支援法について

質問 生活保護基準が引き下げられ各種減免などから除外された方もいるのではないかと。また生活保護との関連は。

答弁 本市では生活保護基準の改定による諸施策の対象外になった方はいません。平成27年度4月からの「生活困窮者自立支援制度」は福祉事務所直営として「自立相談支援事業」と「住居確保給付金」の2事業を実施しております。相談者の経済面や家族関係、健康状態を聞き取りし生活保護が必要と思われる方は保護の申請、就労希望の方はハローワークとの連携により就労支援員が相談者の職歴、就労形態・資格等を踏まえ就労支援を行います。

子どもの貧困化と対策について

質問 子どもの貧困化が16・3%とされているが本市での解消策は。

答弁 市は福祉事務所と連携しながら必要な環境整備と教育の機会均等を進めていきます。給食費の無料化は要・準要保護の世帯は全額補助を行っています。無料化の対象の範囲拡大は検討します。中学校卒業までの医療費の無料化は県内14市町村で実施されており県・県に対して提案要望事項とする予定です。多額の財政負担を伴うことから国、県の動向を踏まえ検討してまいります。就学援助については相談しやすい体制づくりに努めます。

湯上市今後 10年市政運営の総合計画は



佐々木嘉一
議員

質問 平成27年度は、市総合計画（10年間）の策定、地方創生総合戦略、湯上市教育大綱の策定年度であるが、現総合発展計画の検証はどのような視点か。

答弁 現行計画の検証作業は昨年10月と11月に総合的な点検、評価

す。人口増加時代から人口減少時代という変化をどのように捉えるか。

答弁 自治基本条例の制定は平成25年1月1日施行後2年5カ月であり見直しについては必要ありません。

質問 計画策定に対する市民参画のあり方は。

答弁 市民参画については、市民アンケート調査、まちづくり活動に関連する21団体へのアンケート調査、市民等で構成する「各種検討委員会」への参画、一般公募による意欲のある方の参画を進めています。

旧昭和 飯田川庁舎及び市が所有する土地の活用方針について

質問 議会では「まち・ひと・しごと創生対策特別委員会」を設置し、検討提言を予定している。当局のスケジュールの詳細を出していただきたい。

答弁 対応してまいります。

質問 新庁舎が完成したが旧庁舎の利活用計画はまだである。先般、市長は「時間を要する」と表明されたが、その考えは。

答弁 平成23年8月市民による「湯上市現庁舎利活用検討委員会」を設置し、平成26年11月17日議会全員協議会に「現庁舎利活用計画案」を提示しました。その際認定こども園と社協等総合事務所の利用の2案を提示しました。現在は認定こども園の案を慎重に検討を進めています。その他、昭和公民館を含め公共施設の再編整理の件もあり時間を要するということが

持管理し、利活用を検討します。

質問 豊川荒屋地区、山田地区の活用方針は。

答弁 荒屋地区約85a、山田地区約10haは普通財産として適切に維持管理し、利活用を検討します。



旧豊川小グラウンド現況

教育問題・学校給食について

質問 全国的に給食の食べ残しが多いが、本市の実態と指導は。

答弁 給食時間に栄養士が巡回し食べ方の指導や、食に親しむ指導の工夫に努めています。市独自の調査では1カ月1人当たり残量が約400グラムの結果で、今後も継続し指導してまいります。

質問 児童生徒が通学のため使用する道路が車道歩道区別のない所が多い。路肩の白線や速度標識の点検は。

答弁 文部科学省等の通知を受け毎年行っています。白線は薄くなった箇所を引き直しを実施し速度標識は公安委員会と合同点検で必要性を検討してまいります。

本市経済対策について



西村 武
議員

質問 平成27年度一般会計総額は、歳入歳出ともに145億6,400万円で、歳入のうち自主財源の主たる市税は24億7,879万4千円で前年度比96.4万3千円の減で特に固定資産税等は、土地の値下がりや空き家、持主不在の土地の増加で市税はますます減収傾向になっていくものと思うが対応策は。

答弁 市税の平成26年度決算見込額が約25億6,600万円で、前年度比約3,700万円増となりましたが、今後地方税収が大幅に回復することは期待できない状況です。地方で新たな仕事を創出す

新庁舎と行政の効率化について

質問 新庁舎と事務用機器近代化で事務効率を図ること、将来的に人口減少も伴い、職員の定員適正化計画は。

答弁 平成17年3月に策定した定員適正化計画に基づき、平成18年度から27年度まで10年間で49人を削減し、現職員数は291人となり計画目標は達成していますが、今後は新庁舎で業務を行っていく中で、各部署の実態を十分に把握検証し、適正な職員数を検討して

る好循環を確立させ、若い世代の結婚、出産、子育てに希望がかなう環境を整え、若者の就労の場の確保、基幹産業の潜在力や6次産業化を推進し、循環型の地域社会のまちづくりを考えています。

質問 総合計画、地方創生総合戦略の策定スケジュールは。

答弁 市はホームページで来年度3月定例会での議決を予定し進めています。従って来年度1月頃には議会全員協議会に計画案の提示を予定しています。

質問 新庁舎で行政サービスの心掛けは。

答弁 信頼される開かれた市役所づくりを努めるよう管理職が率先垂範し、職員の指導に当たるよう今後も徹底してまいります。



市役所新庁舎

自治会が利用する集会所等の管理・運営について



伊藤 正吉
議員

質問 自治会で利用している市所有の施設と市所有以外の施設の管理・運営の基準は。

答弁 平成21年に公共集会所施設検討委員会を設置し、公共集会所施設の基本方針を策定しています。維持管理費の負担については、広域的に利用されている施設や規模が大きく維持管理費が多額な施設等については市が直接管理を行うこととし、単一自治会が主として利用する施設については、電気料、上下水道料等を市で負担し、自治会が消耗品、燃料費を負担するこ

ととしています。飯田川地区の集会所については、市所有施設ではないため、施設を所有している自治会に対し、光熱水費等相当分を集会所施設管理運営費等助成金として交付しています。

質問 修理、修繕についての基準は。

答弁 施設の修繕については、1件5万円未満の軽微な修繕については自治会が負担し、5万円以上の大規模な修繕については基本的に市が行います。管理体制の見直しについては、天王地区と昭和地区は、平成26年度には激変緩和期間を終了し、基本方針に基づいて統一されています。

質問 管理・運営について統一する考えは。

答弁 自治会が利用している施設の管理・運営については、市所有の施設であっても、地元自治会の実情に合わせて一番使いやすいように考えており、自治会ごとにばらつきがあり、統一は考えていません。



自治会集会所

中学生の自転車通学者に自転車保険料の助成について

質問 自転車通学のマナー教室の

開催は。
答弁 市内の小・中学校においては、4月の交通安全運動週間期間、警察署や学校安全ボランティア等と連携して、発達段階に応じた交通安全教室を実施しています。

質問 毎年、交通事故の約20%前後が自転車による事故で、また自転車事故の高額な賠償を命じる判決もある。対策として中学生の自転車通学者全員に任意保険の半額助成の考えは。

答弁 日本スポーツ振興センター掛け金については市が半分助成しておりますが、民間の任意保険への加入義務づけや補助金については学校等と協議しながら検討します。



藤原 幸雄
議員

質問 平成30年度以降には産地間競争が更に激しくなると思われるが、特別な方策を考慮しているか。

答弁 国は平成30年度に向けて、生産調整の廃止について情報をま



直播栽培

答弁 コスト削減に有効で今後も規模拡大を目指す担い手農業者に

答弁 個人住民税の控除限度額が引き上げられ、確定申告の手続きの簡素化が図られるなど寄附し易い環境整備がなされたことから特産物を販路拡大し、地域経済への波及、活性化を図る好機と捉え、4月よりインターネットのふるさと納税専門サイトに登録し広く寄附を募っています。運用開始時には「食菜館くらら」を含む8社から24品の応募がありました。これ

保育士の確保について

質問 いつ頃までに解決するの

誤解を招きかねない行為や、返礼割合の高い品を贈ることなどを自粛すること、返礼品を受け取った方の当該経済的利益については、一時所得に当ることを留意することとしています。

平成30年度以降の 水稲作物の 方策について

だ詳しく発信していませんが、今後も水田活用等に関する助成制度等は形を変えても、残るものと思われま。助成制度等に拘らず、国からの農業団体全体への情報発信に注視し、農業者に不利益を生じないよう対処します。

質問 直播栽培の奨励と拡大は。

対し必要な事業と認識しています。

ふるさと納税について

質問 国は本年度、税制改正をして、寄附の活性化を図ると表明した。本市でも、返礼の際特産品があるが、今後の対応は。

に連動し寄附申込件数、金額ともに大きく伸びています。当面は返礼品の充実と本市ゆかりのある方々へPRしてまいります。

質問 ポイント制の導入は。

答弁 今後の課題として検討してまいります。総務省より改めて寄附金の募集に際し対価の提供との

か。
答弁 毎回広報で募集していますが、今のところ見通しが立っていないのが現状です。OBからもご協力を頂いています。産前産後の保育士がいること、有資格者が少ないのが要因です。

追分地区の学童保育の 改善について



佐藤 義久
議員

質問 追分地区児童館の学童保育の現況は2室に分かれて60名ほどおり、狭く感じた。地域の方は大変な道程と心配しており、校庭に学童保育室を計画できないか。さらに昭和・飯田川地区についても安全面を考慮した観点から伺う。

答弁 校舎敷地内や学校近くの設置を国と県で3分の1ずつの上限2,440万円の補助制度があるので検討します。また、新年度83名の申込み、毎日の利用児童は60名程です。飯田川地区は、庁舎に児童クラブの設置案があるので現時点では提案の保健福祉センタ

への設置は考えていません。昭和地区は、校舎に空き教室が無いのでこれまで同様、レイクプラザで行います。

観光拠点の面的整備を

質問 昭和2年建設の飯塚駅と記念碑からブルーホール・社屋の赤レンガや小玉邸の築塀は大正時代の風情を残すあの口ケーションには感嘆する。あの景観を活かし、「市の花」を添えての集客は可能性を秘めている。空き家の小玉家庭園の開放や桜の北公園、近くの「鷹待小屋跡」は三笠宮殿下が展望の地とした高台も見事な景観である。市全体を見据え面的観光地の整備を。

答弁 飯田川地区のブルーホール

を有する酒造会社の赤レンガ社屋や塀など、周辺景観は風情があり、これまでもPRや紹介をしていきます。小玉家3戸については、空き家とはいえ現在も個人の所有となっており、所有者が個別に行う特別観覧を除き市の判断で観光客向けに開放は困難と考えます。また、「鷹待小屋跡」も周辺山林を含め個人の所有が大部分で「白狐のミイラ」については地元神明社の観音堂内で普段は拝観できない状況であり、周辺エリアを含め面的観光地の整備は多くの課題がありま

す。今後、所有者から申し出があった場合は他の観光地点との動線や集客力、必要経費等総合的に検討、判断していきたいと考えます。

鴻上警察署の誘致を



鷹待小屋跡

質問 全県下で警察署がないのは鴻上市だけだが、市民の安全・安心の観点から誘致の考えは。

答弁 全域が五城目警察署管轄で幹部交番・交番・駐在所が4か所に設置され関係団体とともに安全安心に努めています。設置は、県警が決めることですが、地元にあることは良いことと理解していま

旧昭和庁舎・旧飯田川庁舎の利活用（案）について



小林 悟 議員

質問 旧昭和庁舎の利活用について昨年の12月定例会における行政報告では、「今後は昭和庁舎の子ども園について、保護者の意向を調査し、その結果を踏まえて再度、議員の皆様から利活用に対するご意見を伺いたい」とある。

保護者の意向調査とこれまでの検討結果は。

答弁 国では、少子化対策として、今年4月から「子ども・子育て関連3法」が施行され、現在、本市においても園の運用と経営に支障のないよう各園がその対応を進めているところですが、

このような事情から、国の動向をはつきりと見極めるために、今年3月施政方針報告で「慎重に検討を重ねている」と言わざるを得ません。

市政を問う

6月定例会

質問 いつまで成案をつくるのか、いつ改修費にかかわる予算を計上するのか、今後のスケジュールは。

答弁 昭和公民館を含めた周辺の類似した公共施設とのすみ分けや再編整理が課題となり、旧昭和庁舎の利活用の決定には時間を要すると思えます。その方向がつき次第、予算化を考えています。

質問 旧飯田川庁舎の利活用（案）の児童クラブと図書館を両立させる対策は。

答弁 児童クラブ室と図書室の間には壁を設置し、それぞれの防音対策を講じる計画です。詳細につ



旧飯田川庁舎

いては、実施設計時に旧飯田川庁舎の2階や飯田川公民館の利用も含め、配置等の検討を考えています。

大久保駅の改築と東西自由通路についての意向調査

質問 東西自由通路の意向調査については、今年3月の定例会での一般質問に対して「27年度中に地域公共交通網形成計画を策定する予定だが、その中で、鉄道利用者アンケートを行うことになっており、併せて活用できればと考えております」との答弁をいただいている。

アンケート調査の具体的な内容やスケジュールは。

答弁 地域公共交通網形成計画の策定に当たっては、国の補助を受けて実施する予定でしたが、全国的に補助要望をした自治体が大幅に増加したことから、今年度の補助採択が見送られています。

八郎潟ハイツ跡地の活用について

質問 現段階での状況は。

答弁 3月30日付で本市から「未来づくり協働プログラム」における基本構想（案）を県に提出しており、現在は、県で構想案を精査している状況です。基本構想が固まり次第、プロジェクト素案の策定に取りかかり、素案が受理されますと県の「未来づくり本部会議」が開催され、この本部会で県と市の共同プロジェクトチームの設置が承認される流れとなっております。

その後、プロジェクト案を共同で練り上げ、成案したいと考えています。

模の大会などは、周辺の学校や公共施設及び民間企業などの駐車場の借用で対応可能と考えておりますので、拡張は考えていません。

追分地区多目的広場の整備について



大谷 貞廣 議員

質問 当地域のスポーツ施設は、交通の利便性など県内でも人気がある施設だが、大会参加の選手移動、同伴父兄の自家用車で長沼球場利用の駐車場施設は厳しい状態となる。長沼球場周辺は、二田追分線、国道7号線、県道横山金足線への分岐点であ

り、大会のたびごとに警告表示されても路上駐車となる。現状を踏まえて駐車スペースの考えは。

場区画線設置工事で、大型車19台、このうちマイクロバス4台、普通車301台、うち身障者用が3台と、駐車可能台数を増やしてまいります。また、路上に駐車することがないよう、大会を主催する団体等

県規模の野球大会が多く開催されており、また、市民の健康維持増進やさまざまな余暇活動の場として多く利用いただいています。現状を踏まえた駐車スペースの確保は、大型車10台、普通車約200台となっていました。平成26年度に追分地区多目的広場内の駐車

の協力をいただきながら地域住民に迷惑のかわらないよう努めています。駐車場拡張については、土地の分筆などにより、さまざまな方々に売買されているところで、ある程度の面積を確保するのは大変難しい状況です。駐車場の確保として、集客が見込まれる全県規



長沼球場周辺



菅原理恵子 議員

質問 必須事業と任意事業の今後の対応は。

答弁 必須事業である「自立相談支援事業」と「住居確保給付金」の2事業を実施しています。生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、生活困窮者が抱える多様な複合的な問題・悩み等の相談に応じながら情報提供や助言を行い、問題解決に向けて一体的かつ計画的に実施し、事業を色分けするのではなく、一通り対応していきたいと考えます。

質問 対象者の把握は。

答弁 各関係機関・団体はもちろ

ん、地域社会・住民に広く働きかけ、担当職員が足を運んで把握する必要があります。福祉関係各課をはじめ、全庁的組織とし、庁内ネットワーク会議を開催し、各課業務の中で生活困窮者等の情報提供をお願いしています。

質問 事業の周知方法は。

答弁 本制度が4月1日から施行で、4月号広報に相談・支援窓口設置を掲載し、全戸にチラシ折り込みしています。引き続き、ホームページ、広報誌、パンフレット等活用し周知に努めます。

質問 相談支援員や就労支援員について、どのような方で対応されているか。

答弁 主任相談支援員、相談支援員、就労支援員の3職種配置が基本となっております。本市は、主任相談支援員に専任職員として正職員を1名配置し、就労支援員と相

談支援員を兼務した非常勤職員1名を配置し、2名体制で対応しています。

書籍消毒機導入について

質問 書籍にいたほこりや髪の毛、ダニなどを取り除き、紫外線による殺菌・消毒を行うもので、幼児なども手に取る絵本、書籍消毒機の導入は。

答弁 毎日の図書返却業務においては、一冊一冊、手作業で拭拭洗浄作業してから書架に戻しています。また、毎年6月の「図書整理



書籍消毒機

児童生徒を守る熱中症対策について

質問 小・中学校での熱中症についての対応は。

答弁 学級指導や保健体育で指導しています。水分補給のマイボトル持参、扇風機の設置、グリーンカーテンや葎すだれ等の日よけ設置等に努めています。

質問 熱中症対策としてミストシヤワーの導入は。

答弁 導入については、学校現場と必要性や効果について協議検討が必要ですので、全学校と協議しながら考えます。

生活困窮者自立支援制度について

市政を問う

6月定例会

KATAGAMI

議会議員政治倫理条例

逐条解説

平成25年10月1日から施行されている議会議員政治倫理条例について、逐条解説を掲載します。

(目的)

第1条 この条例は、潟上市議会の議員（以下「議員」という。）の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、議員の政治倫理の確立を図り、もって市民に信頼される民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

【解説】 議員の政治倫理に関し必要な事項を定め、市民に信頼される民主的な市政の発展に寄与することを目的として規定しています。

(議員及び市民の責務)

第2条 議員は、市民全体の奉仕者及び公共の利益の追求者として、自己の職責を自覚し、その職責にふさわしい人格及び倫理の向上に努めなければならない。
2 議員は、自己の地位と権限による影響力を不正に行使することによって、いかなる自己の利益も図

ってはならない。
3 議員は、自己の職責に反する言動をしたとの疑惑をもたれた場合は、その疑惑を解明し、責任を明らかにするよう努めなければならない。
4 市民は、自らも市政を担い公共の利益を実現する責任を有することを自覚し、自己の利益を図る目的を持って、議員に対し、その地位と権限による影響力を不正に行使させるような働きかけを行ってはならない。

【解説】 議員自らが、市民の厳粛な信託を受けた代表者であることを自覚し、市民から疑惑をもたれたときは、自ら疑惑を解明し、責任を明らかにするよう努めることとしています。
市民は、自己の利益のため、議員に対し、いかなる働きかけも行ってはならないこととしています。

(政治倫理基準の遵守)

第3条 議員は、次の各号に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- 1 市民全体の代表者として、品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- 2 常に市民全体の利益の追求をその指針として行動し、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。
- 3 市（市が設立した公社及び市が出資金、資本金その他これに準ずるものの3分の1以上を出資している法人を含む。以下同じ。）が行う工事等の請負契約（実質的に元請負と異ならない下請負を含む。以下同じ）、業務委託契約及び物品納入契約に関し、特定の業者を推薦し又は紹介するなど有利な取り計らいをしないこと。
- 4 市職員の公正な職務執行を妨げ、又はその権限若しくは地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。
- 5 市職員の採用、昇任又は人事異動に関与しないこと。
- 6 政治的又は道義的批判を受けられるおそれのある寄附等を受けないこと。
- 7 市から補助金等の交付を受けて運営している団体の代表者に就任しないこと。

【解説】 議員の遵守すべき政治倫理基準について、具体的事項を規定しています。

(宣誓書の提出)

第4条 議員は、この条例を遵守する旨の宣誓を行うものとし、議員の任期開始の日から30日以内に、別に定める宣誓書を議長に提出しなければならない。

2 議長は、前項の宣誓書を提出しない議員があるときは、その氏名を速やかに公表しなければならない。

【解説】 この条例を遵守するために、宣誓書を議長に提出することを義務づけ、提出しない場合は、氏名を公表することとしています。

(就業の報告義務)

第5条 議員は、議員となった時に、自ら事業を営んでいる場合又は次の各号のいずれかに該当する法人その他の団体（以下「法人等」という。）の取締役、理事、監査役、顧問若しくはこれらに準ずる職についているときは、就業報告書（以下「報告書」という。）を30日以内に議長に提出しなければならない。これらに変更があった場合（新たに営む場合、兼ねる場合も含む。）も同様とする。

「当該議員」という。）について、審査会にその審査を求めなければならない。

【解説】 市民が、審査請求する場合は、選挙権を有する者の500分の1以上（地方自治法第75条第1項（監査の請求）の規定による50分の1以上を参酌し、より請求しやすくするため）の連署をもって、議長に審査請求できることとしています。
議長は、審査を申し立てられた議員について、審査会の審査を求めなければならないこととしています。

- 1 主として収益等事業を営む法人等
- 2 市の許認可が必要な事業を営む法人等
- 3 市からの補助金等を受け、又は受けようとする法人等
- 4 議長は、報告書については、4年間これを保存するものとする。
- 5 報告書は、議員の職にある間、市民の閲覧に供する。

【解説】 地方自治法第92条の2（普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に對し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。）の規定により、議員は市との請負契約等をする法人の取締役等になれないと規定しています。
地方自治法の規定をよりわかりやすく示し、その就業状況を議長に報告することを義務づけています。

(納税等状況報告書の提出)

第6条 議員は、毎年5月31日までに、市に納付すべき税等の納付状況を記載した納税等状況報告書を作成し、納税等の状況を証する書類を添えて、これを議長に提出しなければならない。

【解説】 市に納付すべき市税等状況報告書を作成し、納税等の状況を証する書類を添えて、議長に提出することを義務づけ、提出しない場合は、氏名を公表することとしています。
※「市税等」とは、市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、上下水道使用料をいいます。

(審査会の設置)

第7条 政治倫理に関する事項を審査するため、潟上市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、5人の委員をもって組織する。
- 3 審査会の委員は、議員のうちから、議長が指名する。
- 4 審査会の委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審査請求権)

【解説】 政治倫理に関する事項を審査するため、政治倫理審査会を置くことを規定しています。

- 5 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も、同様とする。
- 6 審査会の委員は、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。
- 7 議長は、前2項の規定により審査の申立てをされた議員（以下

(審査会の職務及び権限)

- 第9条 審査会は、議長から審査を付託されたときは、審査請求の適否及び政治倫理基準等違反の行為の存否について審査する。
- 2 審査会は、議長から審査を付託されたときから90日以内に文書で議長に審査結果を報告しなければならない。この場合において、審査会は、必要と認める措置につい

- 1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。
- 2 第8条第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後になされた行為について適用する。
- 3 第13条第1項、第2項、第8項及び第9項の規定は、施行日以後に締結される請負契約等から適用する。

附則

【解説】 この条例の施行に必要となる事項は、規則で定めることとしています。

【解説】 議員が実質的に経営に携わっている企業のほか、配偶者や1親等（本人と父母、本人と子供などの関係）の親族が経営する企業も議員の影響力を不正に行使用する可能性を否定できないことから、一定範囲の親族まで対象を広げ、市との工事請負契約等、指定管理者の指定に関し辞退するよう努めることを規定しています。

【解説】 審査会から審査に必要資料の提出又は会議への出席（議員の協力義務）

第10条 当該議員は、審査会から審査に必要な資料の提出又は会議への出席の請求がある場合は、それに従わなければならない。

【解説】 審査会は、議長から審査を付されたときは、審査請求の適否及び政治倫理基準等違反の事実の有無について、審査を行うこととしています。

- 3 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。
- 4 審査会は、当該議員及び関係人に弁明の機会を設けなければならない。
- 5 審査会の会議は、公開するものとする。ただし、出席委員の3分の2以上の合意により非公開とすることができる。
- 6 議長は、審査会から審査結果の報告を受けたときは、請求者及び当該議員に文書で通知するとともに、その概要を速やかに公表しなければならない。

第6回 議会報告会を開催しました

平成27年度議会報告会を市内6か所で開催しました。市民の皆様からいただいたご意見ご要望については市当局に報告し、その対応策等について回答がありましたのでお知らせいたします。（回答は18・19ページに掲載しています。）

開催場所、参加人数および市民の皆様からのご意見・ご要望は次のとおりです。

日程	会場	参加人数	日程	会場	参加人数
5月22日 (金)	江川ことぶき荘	25名	5月23日 (土)	追分西・緑町集会所	8名
	蒲沼ことぶき荘	9名		細谷ことぶき荘	18名
	羽立神明自治会館	4名		潟上市多目的交流施設	7名

市民の皆様からのご意見・ご要望（抜粋）

▼ 市役所庁舎について

- 看板を立てて、あれが庁舎だと分かりやすいようにしてもらいたい。

▼ 道路関係について

- 緑町から成田釜金までの道路で、一部歩道がない箇所がある。通学路でもあるので最優先で子どもの安全を確保するためにも、歩道の設置と除雪をしっかりとお願いしたい。（追分地区）
- 新庁舎の職員駐車場から二田追分線にぬける道路を設置してほしい。
- 二田追分線の細谷地区側道路から出てくる所にはカーブミラーが全然ないので見えない。非常に危険なので付けてほしい。（出戸地区）
- 大久保踏切の段差はどうにかならないか。危険極まりないので改善してほしい。

▼ 防災対策について

- 八坂団地に津波避難タワーを要望しているが、その後どうなっているのか。

▼ その他

- カキ漁をやっているが、地域の漁業振興のためもっと石を入れ、岩礁を拡大できないものか。
- 農業の6次産業化についての情報が少ない。
- 賢人7名の顕彰碑が潟上市内に建っているが、表面が汚れ碑文が読み取れない。教育的見地からも子どもへの教材として知らしめることが必要だ。
- 潟上市にはメインストリートがない。顔がないといってもいい。まちづくりの観点から長いスパンで考えてほしい。
- 共通商品券の販売について、広く市民に渡るように工夫してほしい。

を求められたときは、それに従わなければならないこととしています。

（弁明書）

- 第11条 当該議員は、審査結果について議長に対し弁明書を提出することができる。
- 2 前項の規定により弁明書が提出された場合は、議長は、第9条第6項の審査結果の公表に当たり、弁明書の全部又は概要を併せて公表するものとする。

【解説】 審査結果について弁明書により弁明の機会を付与し、審査結果の公表に当たっては、弁明書も併せて公表することとしています。

（審査結果の尊重）

- 第12条 議会は、審査会から報告及び勧告を受けた事項を尊重し、政治倫理基準等に違反したと認められるときは、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するために必要な措置を講ずるものとする。

【解説】 議会は、審査会から報告及び勧告を受けた事項を尊重し、政治倫理基準等に違反したと認められるときは、名誉と品位を守り、信頼の回復のため

要な措置を講ずるものとしています。

（市との請負契約等に対する遵守事項等）

- 第13条 議員は、議員又は議員の配偶者、1親等内の血族若しくは同居の親族が実質的に経営に携わっている企業（以下「関係私企業」という。）に対し、市との工事請負契約（実質的に元請負と異なる）ない下請負を含む）、業務委託契約及び物品購入契約（以下「請負契約等」という。）の締結については、関係私企業の就職の制限を規定している地方自治法第92条の2の趣旨に従い、市民に疑惑の念を生じさせないため、これを辞退するよう努めなければならない。ただし、災害等で緊急を要するとき、又は請負契約等の締結を辞退することにより、市の行政執行に著しい支障がある場合を除く。
- 2 前項の規定は、指定管理者の指定期間について準用する。
- 3 第1項に規定する次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 同居 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく届け出が同一世帯となっていることをいう。
- (2) 企業 一定の経済的事業の遂

行の目的を持って、人及び物を有機的に組み合わせた経営主体（その経営主体が私人であるか公の法人であるかを問わない。）をいう。

(3) 実質的に経営に携わっている企業

- ア 役員をしている企業
- イ 資本金その他これに準ずるものの3分の1以上を出資している企業
- ウ 経営方針に関与している企業
- 4 議員は、就任した日以後において関係私企業がある場合は、当該関係私企業の名称等を記載した届出書（以下「届出書」という。）をその事由が生じた日から30日以内に議長に届け出るものとする。なお、届出書の内容に変更が生じた場合は、書面をもって速やかにその旨を議長に届け出るものとする。
- 5 議長は、届出書については、4年間これを保存するものとする。
- 6 議長は、届出書の写しを速やかに市長に送付するものとする。
- 7 議長は、届出書の議員本人に関する概要を速やかに公表するものとする。
- 8 市長は、届出書の関係私企業と請負契約等を締結した場合は、その請負契約等の内容を議長に報告するものとする。
- 9 議長は、前項の報告を受けた場合は、公表するものとする。

各会場で寄せられました市民の意見・提言などについて市当局より回答がありました。

市役所庁舎について

声 市庁舎は看板でも立ててあれが庁舎だと分かりやすいようにしてもらいたい。

答 市役所周辺の道路案内板での市役所の明示と高速道路からアクセス道の連絡地点にも方向明示するなど、要所において看板を配置しております。また、今後とも市のホームページ、広報等で新庁舎のアクセスや情報を提供しPRしてまいります。

道路関係について

声 緑町から成田鉾金までの道路で、一部歩道がなかったりしている箇所がある。さらに冬場には歩道上の除雪がされていない。通学路でもあるので最優先で子どもの安全を確保するためにも、歩道の設置と除雪

をしっかりとお願いしたい。(追分地区)

答 歩道の設置については今のところ計画がありませんが、冬期間の通行の安全を確保するためにも、きめ細かなパトロールを行い、状況を判断しながら除雪を行います。

声 新庁舎の職員駐車場から二田追分線にぬける道路を設置してほしい。

答 本路線は、潟上市幹線道路網計画に盛り込んでおります。ただし、道路整備には、多額の費用と長い年月を要することから、年次計画で考えております。

声 大久保踏切の段差はどうかにならないか。危険極まりない。改善してほしい。

答 大久保踏切の段差解消については、現在JRと協議中ですが、協議

がまとまり次第、JRで工事を行うこととなります。

声 二田追分線のカーブミラーの件ですが、細谷地区の道路から出てくる所にはカーブミラーが全然ないので見えない。非常に危険ですので付けてほしい。出てくる所にすべて付けてほしい。(出戸地区)

答 カーブミラーの設置要望があった箇所については、設置基準に基づき、現地をよく調査し、設置箇所や用地確保の観点から地域自治会との協議を経た上で設置してまいります。

なお、交差点等道路の安全確認の基本は、目視であるため、地域内の安全確認の呼びかけをよろしくお願ひします。

防災対策について

声 平成24年8月、八坂団地に津波避難タワーを要望していますが、その後どうなっていますか。

答 秋田県では昨年8月に公表された国の断層モデルによる津波浸水想

えてほしい。

答 本市には、これまでの歴史や地域性から、地域の拠点となる地区が存在しております。潟上市が誕生してからこれまでの10年間は、こうしたことに配慮しながら旧3町の均衡ある発展に配慮した行政運営に心がけてまいりました。新庁舎が完成した今後も、この点を継続しながら、旧町間の連絡機能を充実・向上させて、市役所機能が本庁舎に一本化されたメリットを市民の皆様が実感できるような行政運営に努めてまいります。

声 潟上市役所新庁舎が一番高い所で22・5mあり、同じエリア内にある鞍掛沼公園には高さ59・8mのスカタワーの他、直売所や温泉、日本サッカー協会公認人工芝サッカー場、グラウンドゴルフ場等の各種施設があります。本市の中ではシンボル性が非常に高く、ランドマーク的な「市の顔」としてとらえることができると思いますし、飯田川飯塚地区のメルシテイ潟上は既に本市の顔とも言えるべき商店街を形成しております。

定調査を本年度実施することとしております。県が既に行った想定との比較検討や、専門の見地からの断層モデルの設定や調査方法の検討、浸水想定結果の検証等を行うため、「秋田県津波浸水想定調査委員会」を設置し、最大の津波浸水想定を設定する予定です。本市ではこの調査結果を踏まえ津波避難タワーの建設について検討を重ねたいと考えております。



江川ことぶき荘での様子

また、道路整備の面では、潟上市幹線道路網計画で、基本的な方向と将来像を示しており、計画に沿った幹線道路網整備が進むことにより、旧町間での移動の利便性が大きく向上すると期待されますし、自ずとメインスタリートにふさわしい路線が見えてくるものと考えます。

声 全国的なイベント、チャレンジデーと地区検診日と重なっているが調整はできなかったのか。

答 チャレンジデーは、全国一斉に開催されるスポーツイベントで、毎年、5月最終水曜日に決まっております。

運動時間は、0時～21時までで、他の事業との重複の影響はないものと考えております。

また集団検診につきましても、検診受付時間は6時から8時までとなっており、影響はないものと考えております。

議会ホームページにも掲載しています。

その他

声 江川の漁師でカキ漁をやっているが、さらなる地域の漁業振興のためにももっと石を入れ、岩礁を拡大できないものか。

答 現在、漁協では今後の海面漁業振興を図るべく、地域の現状に合わせた「浜の活力再生プラン」を作成しております。このプランでイワガキ等の潜水漁業の方向性も記載されており、漁場面積拡大のための「つきいそ」(人工漁礁)の設置等も含まれております。今後、有利な国の補助事業を活用し「つきいそ」等の設置を検討中です。

声 農業の6次産業化についての情報が少ない。

答 農業の6次産業化については、食菜館くららを核に推進しており、約15団体(JA婦人部・集落グループ等)が生産から販売までのルートを確認、展開しております。またJA秋田みなみ・JAあきた湖東においても、農産物直売所を設け事業を展開しております。今後も生産から

販売まで支援、情報提供、また情報交換を行いながら、6次産業化の推進を図ります。

声 賢人7名の顕彰碑が潟上市内に建っているが、表面が汚れ碑文が読み取れない。教育的見地からも子どもへの教材として知らしめることが必要だ。

答 潟上市内には、顕彰碑や頌徳碑、筆塚などがあり、こうした記念碑は、地域住民有志や民間企業などによって建立されており、市所有のものではないことをご理解ください。

教育委員会では、こうした人物だけでなく郷土の歴史全般にわたり、子どもたちが知り・学べる機会として公民館事業として「郷土の歴史教室」を開催しております。

今後、こうした学習の場を市民に提供しながら、郷土文化を広げる社会教育に取り組みたいと考えております。

声 潟上市にはメインストリートがない。顔がないといってもいい。まちづくりの観点から長いスパンで考

平成27年 6月定例会各議員の賛否一覧 (全会一致を除く)

(〔○〕：賛成、〔×〕：反対、〔欠〕：欠席、〔議〕：議長)

会派名	議案等		承認第2号	承認第3号	議案第52号 に対する 修正動議	請願 第3号	陳情第6号 (継続審査 についての 賛否)
	氏名						
新生クラブ	代表	小林 悟	○	○	×	×	○
		千田 正英	○	○	○	○	○
政友平成会	代表	大谷 貞廣	○	○	×	○	○
		児玉 春雄	欠	欠	×	○	○
		澤井 昭二郎	○	○	×	○	○
改革クラブ	代表	佐々木 嘉一	○	×	○	○	○
	副代表	戸田 俊樹	○	×	○	○	○
		鈴木 斌次郎	○	○	○	○	○
		菅原 久和	○	○	○	○	○
		中川 光博	○	○	○	○	○
新光会	代表	藤原 幸雄	○	○	×	○	○
	幹事長	西村 武	○	○	×	○	×
		鏡 仁志	○	○	×	○	○
会派に属さない	日本共産党	藤原 典男	×	○	×	○	○
	公明党	菅原 理恵子	○	○	×	×	○
	生新会	堀井 克見	○	×	○	○	○
	新星だるま会	佐藤 義久	○	○	○	○	○
	民生クラブ	伊藤 正吉	○	○	×	○	○
	議長	伊藤 榮悦	議	議	議	議	議
結果			承認	承認	否決	採択	継続審査

- ※ 承認第2号 専決処分の承認について (市税条例等の一部を改正する条例)
- 承認第3号 専決処分の承認について (国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 議案第52号 平成27年度一般会計補正予算 (第1号)
- 請願第3号 農協改革をはじめとした「農業改革」に関する請願
- 陳情第6号 J R大久保駅西口の開設に関する要望書



編集後記

新庁舎での業務も5月7日より始まり、6月議会から議会の様子が各出張所でもライブ中継されました。また、後日編集してインターネットでも視聴が可能となり潟上市議会の様子が全国に発信されます。そのことにより様々な評価がされることになると思います。議会での発言を緊張感と責任感をもって行わなければ、と強く感じます。議会報告会を終え、皆様のご意見や要望をまとめたところでございます。議会改革の一環として常任委員会での議員間の自由討議が行われました。今後市民に期待されるよう頑張っております。

(藤原典男記)